

(仮称)青森市障がい者計画 素案(案)の概要

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 障がいのある方を取り巻く環境や情勢の変化に対応するとともに、本市におけるこれまでの障がい者施策の状況を踏まえ、障がいの有無に関わらず、互いを尊重し、支え合い、誰もが安心して暮らせる共生社会を目指し、新たな障がい者施策の総合的な計画を策定します。

2 計画の位置付け

- 障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村が策定しなければならない障がいのある方のための施策に関する基本的な計画であり、「青森市新総合計画後期基本計画」に掲げる施策である「障がい者の地域生活支援の充実」、「障がい者の自立した生活の確保」を推進するための分野別計画として策定します。
- 「(仮称)青森市地域福祉計画」や「(仮称)青森市子ども総合計画」などと整合性を図り、相互に連携しながら障がい者施策に取り組んでいくこととします。

3 計画期間

平成28年度から平成32年度(5年間)
※後期基本計画と同期間

4 計画の推進

- (1) 当事者ニーズの把握と反映
- (2) 地域や関係機関等との連携
- (3) 「青森市障がい福祉計画第4期計画」等との連携
- (4) 施策の評価・検証等

第2章 障がい者福祉の現状

1 障がいのある方を取り巻く環境

- 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)締結
- 「障害者虐待防止法」施行
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定
- 「障害者雇用促進法」改正 など

2 障がい者数の推移

○身体障害者手帳の交付者数	12,672人	
○愛護手帳(療育手帳)の交付者数	2,593人	
○精神障害者保健福祉手帳の交付者数	2,578人	
○障害福祉サービス利用者数	3,040人	(平成26年度末時点)

3 アンケート調査

- 障がいのある方の生活実態やニーズ等の把握を目的として実施
- 平成26年度末時点の障がい者手帳所持者から2,500人を無作為抽出
- 調査期間 平成27年8月17日から31日
- 回収数 1,464件 ○回収率 58.6%

第3章 計画の基本方向

1 基本理念

誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現

2 基本方向(施策の方向)

- (1) 互いを尊重し支え合う社会の形成
- (2) 障がい者の地域生活支援の充実
- (3) 障がい者の自立した生活の確保
- (4) 障がい者の安全・安心な暮らしの確保

第2部 各論

第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成

1 障がいに対する理解の促進

- (1) 障がいに対する理解・啓発の推進
- (2) 障がいを理由とする差別の解消

2 権利擁護の推進

- (1) 虐待防止体制の強化
- (2) 成年後見制度の利用促進と体制の整備

第2章 障がい者の地域生活支援の充実

1 生活支援の充実

- (1) 相談支援・情報提供体制の充実
- (2) 日常生活における意思疎通支援
- (3) 各種手当の支給等による経済的支援

2 人材の育成と確保

- (1) 意思疎通支援等のための人材養成の推進
- (2) 相談支援専門員の確保
- (3) 地域福祉サポーター制度の創設

3 地域生活支援サービスの充実

- (1) 地域での生活を支援する在宅サービスの提供
- (2) 地域における居住支援機能の集約

4 保健・医療の充実

- (1) 保健・医療・福祉の連携

第3章 障がい者の自立した生活の確保

1 療育・教育の充実

- (1) 療育・教育・相談支援体制の充実
- (2) 切れ目のない支援の推進
- (3) 障がいの状態やニーズに応じた教育の推進
- (4) 障がい児の日中活動支援

2 雇用・就業の促進

- (1) 雇用の拡大と就労支援
- (2) 福祉施設から一般就労への移行支援

3 社会参加・参画の促進

- (1) スポーツ・文化・芸術活動等への参加促進
- (2) 障がいの特性やニーズに応じた移動支援

第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保

1 生活・住環境の整備

- (1) 道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進

2 安全・安心なまちづくりの推進

- (1) 防災・防犯対策の推進
- (2) 地域で支え合う体制の充実

3 情報バリアフリー化の推進

- (1) 障がいの特性に配慮した情報の提供

「(仮称)青森市障がい者計画」における重点的な取組

【第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成】

○障がいに対する理解の促進

障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定、障害者権利条約の締結などを踏まえ、障がい者の権利の実現に向け、障がいに対する理解の促進を図るための取組を進めます。

◎障がい者の権利に関する条例の制定

障がい者団体等との意見交換会などを通じて、障がいのあるかたとともに障がい者の権利について理解を深めるほか、青森市健康福祉審議会障がい者専門分科会に、臨時委員として当事者、その家族や支援者のほか、障がい者の権利擁護に関する知識・経験を有する弁護士等を加え、平成28年度内の条例制定を目指します。

◎障害者差別解消法の対応

市職員対応要領の作成に加え、障がいのあるかたとのコミュニケーション手段の研修を実施します。さらに相談窓口体制の整備、市民や市内の事業者に向けた法律の趣旨・内容についての広報・啓発事業、障害者差別解消支援地域協議会の設置等、様々な取組を進めます。

◎当事者団体等による啓発活動等への支援

障がいへの理解を深めるため、障がいのあるかたや家族の生活についての体験発表や、手話・点字の講習会など、当事者や当事者団体が実施する市民への啓発活動や地域との交流活動等への支援に取り組みます。

【第2章 障がい者の地域生活支援の充実】

○地域生活支援サービスの充実

障がいのあるかたの地域での生活を包括的に支援するため、障がいのあるかたが居住する場を中心にして居住支援のための機能を集約した拠点の整備に向けた取組を進めます。

◎地域での生活を支援する在宅サービスの提供

障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービス、重度の肢体不自由者等への介護、日中の創作活動や生産活動の支援、必要な訓練等の提供、短期間の入所などきめ細かなサービスの提供を図ります。

◎地域における居住支援機能の集約

地域での生活を包括的に支援するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）などを集約した地域生活支援拠点の整備に向けた取組を進めます。

○人材の育成と確保

◎地域福祉サポーター制度の創設

地域において、障がいのあるかたが困っているときに必要な手助けをする「地域福祉サポーター」を育成し、障がいのあるかたを支援します。

【第3章 障がい者の自立した生活の確保】

○社会参加・参画の促進

障がいのあるかたが生きがいを持って、いきいきと暮らせるよう、障がいのあるかたが自らの能力を生かして活動・活躍でき、誰でもいつでも交流できる場を提供するとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに集い楽しめる環境の整備に向けた取組を進めます。

◎障がい者活動・交流ルームの開設

障がいのあるかたが生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、自らの能力を生かして活動・活躍できる場や、誰でもいつでも交流できる場として「(仮称)障がい者活動・交流ルーム」を開設します。

◎スポーツ・文化・芸術活動等への参加促進

障がい者スポーツの競技力向上を図るため、青森県障害者スポーツ大会など各種スポーツ大会への参加を促進するとともに、障がいのあるかたが自分の個性や才能をいかしながら創作した作品を展示する機会を設けるなど、文化・芸術活動の促進を図ります。

◎地域福祉サポーターの活用

障がいのあるかたが地域でのつながりや社会参加の楽しみを享受できるよう、地域福祉の担い手である地域福祉サポーターを活用し、地域福祉活動への参加を促進します。

【第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保】

○安全・安心なまちづくりの推進

障がいのあるかたの災害時の安全を確保するため、防災に対する意識の高揚や、支援を受けやすくなる環境の整備に向けた取組を進めます。

◎総合防災訓練への参加の促進

地域における障がいのあるかたの実態を把握し、障がいの特性に配慮した周知を行うなど、障がいのあるかたの総合防災訓練への参加の促進を図ります。

◎防災意識の向上

防災に関する出前講座を実施するほか、障がいの特性に配慮した情報伝達手段により、障がいのあるかたの防災に対する意識の啓発を進めます。

◎福祉避難所の整備促進

障がいのあるかたが安全に避難でき、安心して避難所での生活を送ることができるよう、障がいのあるかたに配慮した福祉避難所の整備に向けた取組を進めます。

◎ヘルプカードの作成と周知

障がいのあるかたなど手助けを必要とする人が、普段から身に付けておくことで緊急時や災害時に周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくなるヘルプカードを作成しその周知に努めます。